

社会福祉法人師勝福祉会定款

平成10年6月15日

10令障援第444-4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次に掲げる社会福祉事業を行う。

(1) 事業の種類

第二種社会福祉事業

(2) 事業の内容

障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人師勝福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、障害者、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、愛知県北名古屋市六ツ師山の神92番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に、評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名及び外部委員3名で組織する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行い、評議員選任・解任委員会の運営については、理事会において別に定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行

う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 評議員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数をいう。）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員等の報酬等)

第9条 評議員には、1人当たりの各年度の総額が30,000円を超えない範囲で、評議員会において承認を受けた報酬等の支給の基準に基づき、報酬を支給する。

2 評議員選任・解任委員には、評議員会において承認を受けた報酬等の支給の基準に基づき、報酬を支給する。

3 評議員及び評議員選任・解任委員には、費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(組織)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって組織する。

(権限)

第11条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任に関すること。
- (2) 理事及び監事の報酬等の額に関すること。
- (3) 理事及び監事並びに評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等の支給の基準に関すること。
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認に関すること。
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認に関すること。
- (6) 定款の変更に関すること。
- (7) 臨機の措置に関すること。
- (8) 解散及び合併に関すること。
- (9) 残余財産の処分に関すること。
- (10) 基本財産の処分に関すること。

- (1) 社会福祉充実計画の承認に関すること。
- (12) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款により定められた事項
(招集)

第12条 定時評議員会は、毎年度6月までに招集する。

- 2 評議員会は、必要がある場合に招集する。

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議事)

第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度選定する。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 3 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任に関すること。
- (2) 定款の変更に関すること。
- (3) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 理事は、法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数をいう。以下同じ。)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 監事は、法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならず、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行に関して必要があると認めるときは、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第21条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。

3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 理事長は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 役員には、評議員会において承認を受けた報酬等の支給の基準に基づき、報酬を支給する。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第24条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因、職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第113条第1項の規定により免除できる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第25条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又は当該法人の職員でない者に限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号の規定により定める額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任又は解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(組織)

第27条 理事会は、全ての理事をもって組織する。

(権限)

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定める事項については理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定に関すること。
- (2) 理事の職務の執行の監督に関すること。
- (3) 理事長の選定及び解職に関すること。

(招集)

第29条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議事)

第30条 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。ただし、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選によって定める。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に対して異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000円

(2) 愛知県北名古屋市六ツ師山の神 92番地所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平屋建知的障害者授産施設セルプしかつ 1棟 951.58㎡

(3) 同所所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建作業所 1棟 61.61㎡

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の承認を受け、北名古屋市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北名古屋市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設設備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、評議員会の承認を受けなければならない。これを再編成する場合も、また同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長において次の書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 38 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、評議員会の承認を受けなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(公益事業)

第 40 条 この法人は、法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自

立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するため、日中一時支援事業の受託に関する事業を行う。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第44条 この法人が、他の社会福祉法人と合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の承認を受け、当該社会福祉法人と合併契約を締結しなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北名古屋市長の認可(法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北名古屋市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法及びその他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人師勝福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 小 島 四 郎

理 事 山 下 錦 司

〃 野 津 久 子
〃 水 野 敏 明
〃 根 本 松 吉
〃 大 野 幹 夫
〃 大 野 藤 雄
〃 小 島 政 子
〃 丹 羽 喜代正
〃 稲 垣 幸 利
監 事 早稲田 順 久
〃 柳 澤 久

変更 平成 11 年 3 月 25 日議決

平成 13 年 3 月 23 日議決：平成 13 年 6 月 6 日認可

平成 15 年 3 月 25 日議決：平成 15 年 9 月 8 日認可

平成 18 年 3 月 10 日議決：平成 18 年 8 月 21 日認可

平成 19 年 3 月 20 日議決

平成 23 年 12 月 19 日議決：平成 24 年 2 月 17 日認可

平成 25 年 5 月 23 日議決：平成 25 年 7 月 3 日認可

附 則（平成 28 年 12 月 22 日議決：平成 29 年 1 月 19 日認可）

- 1 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この定款の施行日の前日において、この社会福祉法人（以下「法人」という。）の評議員である者の任期は、同日に満了する。
- 3 この定款の施行の際、現に在任する法人の役員である者の任期は、改正後の社会福祉法人師勝福社会定款第 19 条の規定に関わらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日議決：平成 29 年 4 月 18 日認可）

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。